ＴＴＣゆった～り山行規定

丹沢トレックングクラブ

1. 目的

　シニアメンバの体力ならびにペースに合わせた余裕のある行程の山行を増やし、シニアメンバが無理なく安全に山行に参加できるように資するため、シニアメンバ向け山行を「ゆった～り山行」の名称を付与して、その内容及び運用ルールを定めるものである。

2. ゆった～り山行の定義

　シニアメンバでも無理なく安全に楽しめる内容、行程で計画された山行計画に「ゆった～り山行」の名称を付与し、従来の一般メンバ向け計画と区別して表示・運用する。

3. ゆった～り山行の位置づけ

　ＴＴＣ主催山行のメンバ提案山行の一種として位置付ける。したがって、本規定に定めのない事項は「ＴＴＣ提案山行運用規定」の定めに従う。

4. 本山行の企画・立案・運用

　本山行の企画・立案並びにリーダ等の役割分担は、原則としてシニアメンバの意向に沿って、シニアメンバが担当することが望ましいが、一般メンバに役割分担をお願いすることを妨げるものではない。

5. ゆった～り山行への参加資格

　シニアメンバを優先するものの、それ以外の一般メンバが参加することに何ら制限を設けるものではない。

6. 改廃・その他

　本規定の改廃は世話人会での決定を経たのち、総会または例会において、出席者の過半数の賛意により成立する。

7. 附則

　本規定は 2013 年 1 月　19 日から運用を開始する。

以上